

富山市建設コンサルタント業務等最低制限価格取扱要領

1 趣旨

この要領は、富山市が発注する建設工事に係る測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタントの業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）の入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（第167条の13においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設ける場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

2 対象となる入札

予定価格が100万円を超える建設コンサルタント業務等の入札を対象とする。

3 最低制限価格

(1) 建設コンサルタント業務等の入札に当たり、最低制限価格を定め、予定価格調書にその価格を記載する。

(2) 最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となる次に掲げる額の合計額とする。ただし、当該合計額が、予定価格に10分の8.1（測量業務にあつては、10分の8.2、地質調査業務にあつては、10分の8.5）を乗じて得た額（以下「上限額」という。）を超える場合は上限額を、予定価格に10分の6（地質調査業務にあつては、3分の2）を乗じて得た額（以下「下限額」という。）に満たない場合は下限額を最低制限価格とする。

ア 測量業務

(ア) 直接測量費の額

(イ) 測量調査費の額

(ウ) 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

イ 土木関係建設コンサルタント業務

(ア) 直接人件費の額

(イ) 直接経費の額

(ウ) その他原価の額に10分の9を乗じて得た額

(エ) 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

ウ 地質調査業務

(ア) 直接調査費の額

(イ) 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額

(ウ) 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額

(エ) 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

エ 補償関係コンサルタント業務

- (ア) 直接人件費の額
 - (イ) 直接経費の額
 - (ウ) その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
 - (エ) 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
- オ 建築関係建設コンサルタント業務
- (ア) 直接人件費の額
 - (イ) 特別経費の額
 - (ウ) 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
 - (エ) 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

4 入札参加者への周知

適用業務の入札公告又は指名通知書に、最低制限価格を設けたことを明記する。

5 落札者の決定

- (1) 契約課長は、最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札者を失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) (1) の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者がいない時は、入札を不調とする。

6 最低制限価格の公表

最低制限価格は、落札者の決定後、入札結果調書により公表する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知する業務の入札から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知する業務の入札から適用する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知する業務の入札から適用する。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知する業務の入札から適用する。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知する業務の入札から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知

する業務の入札から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知する業務の入札から適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知する業務の入札から適用する。